

高 齢 化 時 代 の 女 子 労 働

——付添婦の歴史的変遷と現状——

篠 塚 英 子
横 村 愛

I 分析視点

21世紀に向けて高齢化社会への対応が、財政面や施設、人材面から緊急な課題となっている。特に人口予測の面からは労働力不足が確実に高齢化社会の福祉関連分野に影響を及ぼすことが危惧される。既に看護婦不足から、せっかく設備が整備されている病院でさえ病室を閉鎖せざるを得ないところまで出始めた。

看護婦・助産婦など福祉関係従事者は古くから女性労働者の専門的職業として注目されてきた分野である。しかし福祉関係従事者はこのような有資格者の専門職だけでは手が足りず、古くから家政婦あるいは付添婦という職業の女性労働者が登場していた。看護婦のような資格は必要なく公営、民営の職業紹介所を経由して家庭や病院の患者の身の回りの世話をするいわゆる“単純労働者”である。

本論では高齢化時代に向けてますます労働需要が高まると予測される福祉関係の女性労働者のうち、付添婦と称せられる女性の職業に焦点を合わせて次の点を分析する。

第1に、病院等における付添婦の発生起源はいつ頃にさかのぼるのか。そのとき、専門職としての看護婦との関係はどのようなものであったのか。

第2に、その付添婦の発生・変遷は明治・大正・昭和を経てどのように変わってきたか。この点は労働力需給調整機能を果たした職業紹介事業としての関連も欠かせない。

第3に、そこで働く付添婦の労働条件（賃金、

労働日数、働き方等）はどのようなものであったか。また、その時代の他の女性労働者の労働条件に比べて相対的にみてどのような位置にあったか。

第4に、以上の分析の結果、付添婦の抱える問題点をどのような形で現在に引き継いでいるのか。一例として、日系ブラジル婦人が日本で出稼ぎ労働をしている付添婦について言及する。

ところで、ここでいう付添婦とはいわゆる“家政婦”と称されるものの一形態である。しかしこのような非専門的職業は、非専門性ゆえにこれまで調査分析の対象外であった。わずかに関連した分野として女中の問題があげられる（尾高, 1989）。本論の第1のねらいは付添婦を通して女性の職業の“家政婦”の実像を描こうというところにある。しかし、まだ未踏の分野である。本稿を通じて未見の資料の存在など広く読者から教示を受けることにこそ意義がある。

なお、本論で用いた用語について付記しておく。まず本論の主題である「付添婦」は看護や介護に関する資格を必要としない者で、病人のベッド・サイド・ケアに従事するものとする。ところで、大阪市社会部の『派出婦及付添婦に関する調査』（昭和5年発行）では付添婦を「派出付添婦」と表現し、その内容も、①看護婦、②准看護婦、③雑仕婦に分けている。“派出”の意味は看護婦会がこれら3者を病院や患者の家に派遣していたからである。われわれの扱う付添婦は大阪市社会部の実施した調査では③だけが該当する。

類似の用語に「派出看護婦」があるが、これは看護婦を派遣したものであって、現在の家政婦やそのなかの付添婦とははっきり区別される。

本論はⅡ節で家事使用人の労働市場について概略をみた後に、Ⅲ節で付添婦の歴史の変遷を看護婦との関連からみる。Ⅳ節では、付添婦あるいは家政婦の労働状況を各種の調査から明らかにし、Ⅴ節の結びでは現在、ブラジル日系婦人の付添婦について言及する。

Ⅱ 家政婦の労働市場

(1) 家政婦の人数

本稿で扱う付添婦は現在、看護婦家政婦紹介事業のなかに含まれるものである。ちなみに社団法人全国民営職業紹介事業協会の実態調査¹⁾(1988年3月)によれば、これら看護婦と家政婦によるサービスの内容は次の4つに分かれ、全体の求人数を100%にした内訳は次のようである。病院付き添い77.4%, 家庭家事13.2%, 家庭介護8.0%, その他(ベビーシッター等)1.4%であった。現在、看護婦および家政婦の8割弱が病院付き添いであり、家庭介護まで含めると9割弱にものぼる。

実際に家政婦の数がどれだけののぼるのかは定かでない。社団法人日本臨床看護家政協会のパンフレットによると、全国に約1,200の紹介所が存在し、登録する家政婦数は約15万人とされている²⁾。15万人の登録者としても実際に働いているのは、多くみても3分の1程度の5万人前後であろう。『国勢調査』によると、家政婦は家事使用人として家事サービスのなかに含まれる。家事サービス従事者は1985年で3.1万人、10年前の7.4万人に比べて半減している。前述した登録者数から推測した5万人に比べて国勢調査の約3万人ははるかに小さい。もし家政婦紹介所の登録者を正しいとすると、登録者5人に対し実働1人弱ということになる。

家政婦と同じ職種でそれよりも古いのが女中である。女中について尾高(1989)は、「女中(家事使用人)が最も盛んだったのは1930年代で、1930年に被用者として働く女性のうち6人弱に1人は女中(約70万人)であった」と書いている。さらに当時、女中を超える女子雇用者を抱えていたの

は紡織工業(86万人)だけであった。ここから、家事使用人という職種が資本主義のスタート時に未熟練の農村女性を中心に大量の雇用機会を提供していたことが分かる。これだけ女中が増大したのは、「産業化の時代に突入した当時の労働市場が基本的に労働過剰の状態にあった」(尾高, 144頁)からである。

ここで紹介した尾高のいう“女中”とは、家事使用人のことであり、家政婦も含まれるとみるべきである。しかし実際には女中と家政婦とは出現からして異なっていた。

1922(大正11)年の『日本労働年鑑』第3巻には大正7年、東京市内に女中派出会が続々と誕生しつつあることを伝えている。その発端はこれまで女中になるべき女子が近年の商工業の発展によってそちらに流れ、女中の労働力不足をきたした。これに対処するために、女中の職業紹介所として女中派出婦会が設立されたのである。通勤と住み込みの2種の形態をとり紹介手数料をとる形態である。現在の家政婦の原型は1917~18(大正6~7)年頃にできたことになる。付添婦を含めた家政婦の労働市場にはスタート時から職業紹介事業が重要な役割を担っていたといえる。ではこの職業紹介業はどのようにして発展したのであろう。

(2) 戦前の職業紹介業

現在の民営職業紹介所といわれる機能は、古くは徳川幕府の時代にその原型をたどることができる(本項は農商務省商工局『内外職業紹介業ニ関スル調査』(大正8年)によっている)。すなわち労働の需給調節機能を果たしていたのは、1670年(寛文年間)頃から奉公人の口入れ業として、肝煎、口入所、番組人宿、人入稼業、ぜげん等の名称が存在していた。口入れの語源は元和年間、三河から徳川家に奉公し江戸に帰った善平という者が、町家に下り大名、旗本の家に薪炭の商いで出入りするうちに家人から女中の依頼を受けた。彼は各所の館に口入れをして礼をもらっていたが、後にこれを専業とすることになり“口入れ”業が誕生した。

徳川時代における奉公人雇入れの規則は年季

表 1 東京市内の紹介就職者・男女別
(単位: 万人)

	東京府下の紹介者		他府県下への紹介		計
	男	女	男	女	男女計
1909(明治42年)	2.7	4.5	0.3	1.2	8.7
1913(大正2年)	3.7	7.0	0.4	1.6	12.7
1918(" 7年)	4.8	5.2	0.3	0.0	10.3

(出所) 農商務省商工局『内外職業紹介業ニ関スル調査』, 大正8年, 116頁。

に関する制限や人身売買の禁止, 奉公人が逃亡したときの借金, 給料の支払いなどからなり, 奉公人制度の秩序維持に努めた。

明治に入ってから職業紹介も, この徳川時代の慣習がまだ強く残存していた。1872(明治5)年東京府の取締規則でも「雇入請宿規則」と称しており, その後警視庁に管轄が移ったときも「雇入口入営業」と称していた。しかし1917(大正6)年には職業営業と改称された。他の県においても同様の動きであった。

紹介業者の営業方法は徳川時代の慣習から漸次改善され, 一般の求人と風俗上取り締まりを要する婦女紹介は区別された。各府県でも許可営業制をとり紹介手数料に制限を付し, 警察の取り締まりの下で営業することになった。表1は東京市内の紹介所で就職をした人数を10年間にしてみたものである。明治から大正にかけての前半5年の伸びが大きいのに対し, 後半5年はむしろ低迷している。これは1917(大正6)年に取締規則改正があり営業許可の条件として不動産額を300円以上所有すること(それ以前は明治36年改正で200円以上であった)と強化されたため, 紹介所が激減したことも影響している³⁾。さらに女子のほうが男子より紹介所を利用する割合が高いのは, それだけ女子の就職の道が狭かったことを示している。

1913(大正2)年の大阪の入方専業者と称された雇入れ業に, 付添婦, 看護婦などの求人がみられ, 紹介業者の家に寄食し通勤または住み込みで働く現在の形態が出現している。家政婦や女中といった求職者が大正時代の初期から定着したのは徳川時代からの慣習である口入れに代表される民営職業紹介業が既に労働市場で機能していたからといえるかもしれない。

1918(大正7)年の紹介者について民営と公営別に職業別に比較した調査をみよう。民営では, 奴婢が最大で東京市の就職者10.4万人中64%を占めている(大阪市では43%)。これが公営の紹介所になると6.6万人中最大は給仕で90%を占め奴婢は数えるほどにすぎない。このことから, 民営紹介所が家事使用人の需給調整役割を担っていたとみてよいであろう。

しかし, 徳川時代の口入れ業の名残の強い民営職業紹介業は, 他方でピンハネによって弱い立場の労働者を苛酷な状況に貶めさせる例が多々見られた。第2次大戦後施行された「職業安定法」(1947年)ではこの過去の過ちを深く反省し, 限られた業務以外は一切, 労働者供給事業を禁止する強い立場をとり, 現在もその立場を守っている。看護婦はそのなかで最も早い時期(1949年)に, 家政婦はその後3年遅れて1952年に, 有料職業紹介事業に許可された数少ない職種である。

III 付添婦の歴史的変遷——看護婦との関連から

(1) 看護婦および付添婦の出現

明治初年, 東北地方の戦乱で負傷した多数の官軍兵士が, 東京下谷の藤堂邸跡の軍陣病院(当時, 「大病院」と称した。後の東大医学部付属病院)に収容された。この病院では初めは男性が看護をしていたが, 患者のわがままに病院側は困りはて, 戦傷兵の気持ちを和らげるために広く一般から女性の看護人を募集することとした。これが, 日本で初めての女性看護人であると思われる。陸(1929)は設立時の東京帝国大学医学部付属医院についてまとめたものであるが, そのなかで東京帝大医学部付属医院(明治初年創立)の「指定附添看護人の制度は, 明治の初年旧藤堂邸に設けられた大病院時代よりの因襲」(185頁)とある。このことから, 西洋医学による病院が日本に出現し始める19世紀半ば頃には, すでに病院指定の付添看護人の制度があったことが分かる。しかし, その当時の付添看護人とは請負契約者の下にいた者で, 看護の訓練を受けていたかどうかは明らかで

ない。われわれは、この東京帝大医学部附属医院の前身である旧藤堂邸の大病院における付添看護人制度が、現在の病院付添婦の始まりなのではないかという仮説をとっている。

では、看護婦が職業として登場するのはいつ頃か。中央職業紹介事務局「職業婦人調査（看護婦・産婆）」によれば、日本で初めて看護婦募集が行われたのは1869（明治2）年、東京帝大医学部兼病院においてである。しかし当時は、特別の教育訓練を受けたわけではなく、彼女たちは病院内の掃除から汚物の始末等をする雑役婦であった。

（2）近代的看護婦の登場

訓練を受けた看護婦養成が開始されるようになるのは、慈恵病院の有志共立東京病院看護婦教育所が1884（明治17）年に、同志社病院の京都看護婦学校および桜井女学校附属看護婦養成所が1886（明治19）年に開設した頃からである。その後、1888（明治21）年春から帝国大学医科大学で、病院の看護婦や付添看護婦、看護小使のために救急法などの講義が行われた。やがて、看護の訓練を受けた看護婦を病院や患者の家に派遣する「派出看護」の全盛期を迎える。

しかし、それを利用できたのは富有の家庭に限られていた。「派出看護」がそのように特権層の独占であってはならないと、鈴木雅が「慈善看護婦会」を1891（明治24）年に創設した。これが日本の派出看護婦業の最初である。鈴木雅は桜井女学校附属看護婦養成所を経て帝大医科大学を卒業した看護婦の1人である。慈善看護婦会では、10人ほどの看護婦が1ヵ月わずか3円の給料で働き、派出看護料（日給）は1等が80銭、2等が60銭、3等が30銭という規則（中央職業紹介事務局、1927年、20頁）であったが、富有の家庭以外では減額あるいは無料奉仕をすることもあった。しかし、遂に経営難に陥ったため会を「東京看護婦会」と改称し、慈善奉仕を中止せざるを得なくなるが、看護婦会の存在はそれ以降も定着していった。

職業的病人付添婦には、病院に雇用され病院内の患者の看護をする者と、看護婦会から病院や患者の自宅に派遣される者とがいた。看護婦会の需

要はしだいに高まるが、日清戦争前までにはまだ数えるほどしか存在しなかった。しかし日清戦争後には、小学校を出ただけの女子を看護婦会や医師が引き受け、雑用をさせながら見習い看護婦と称して一人前に育てていくことが多かった。1899（明治32）年には、東京市内だけで58ヵ所の看護婦会が存在し、所属会員数は900人余りに達し、派出看護婦が看護婦総数の8割を占めていた。

一方、当時は看護婦の資格について何ら法的な規定がなく、数ある看護婦会経営者のなかにはできるだけ多くの見習い看護婦を会に所属させ、1等看護婦と偽って派出し不当な料金を得ようとする者もいた（看護史研究会、1983年）。このような「看護婦」という名義の乱用や低年齢看護婦の出現、不当賃金の要求などを理由として、看護婦規則の公布を求める動きが起こった。1900（明治33）年に「東京府令第71号看護婦規則」が発令され、1903（明治36）年には、もぐりの派出看護婦を締め出そうとして「大日本看護婦協会」が結成された。1909（明治42）年にも看護婦の風紀と、もぐりを取り締まろうとする浄化運動が起き、30有余の看護婦会経営者が集まり「東京組合」を結成した。ちなみに、東京では看護婦会には正看護婦と准看護婦、見習い看護婦が所属していたが、大阪では免許をもたない者は看護婦会の会員にはなれなかった。大阪ではそれとは別に准看護婦会があり、正・准看護婦のほかに無資格・無免許の病人付添婦も所属し、主に病院の付添婦として働いた（中央職業紹介事務局、1927年）。

看護婦会の利用を示すものとして、興味深い記述が、酒井岩雄編『東京帝国大学医学部附属医院分院綜覧』（67頁）にある。「官費又は私費入院患者に直接附添ひ其看護をなすには分院の看護婦を以て之れに当てるを最善とするも分院所属の看護婦は人員乏しく其余裕なきを以て、分院創立当初より私立看護婦会に命じ附添看護婦又は附添婦を派出せしめつつあり（派遣附添人）」というのだ。分院創立の大正6年から、付添看護婦や付添婦を私立（民営）看護婦会から病院に派出させていたことになる。その際の付添料金は、患者が看護婦会に直接支払うことになっていた。その後、病院

が指定した私立看護婦会から派出看護婦が来ることとなり、付添料金も分院と看護婦会主との間で決められた。また、(1)で触れた「東京帝国大学医学部附属医院綜覧」にも、看護婦の人員不足を補うため、「患者直接ニ他ノ看護婦会ヨリ傭ヒ入レ、若ハ本院指定ノ附添看護婦ヲ依頼」せざるを得ない状況だったことが記されている。ここでいう本院指定の付添看護婦は、医院付属の家屋に住みそこから病院へ通うため、本来は依頼者の負担となる交通費がかからず、その分だけ料金が軽減した。彼ら付添看護婦は縞服を着用していたため「縞服」と呼ばれた。このほかに、市井の看護婦会から派遣される者も常時 200 人以上にのぼり、昭和 3 年の東京帝大医学部附属医院における看護婦数は 283 人、派出看護婦数 241 人、指定付添看護婦（縞服）数は 48 人であった（陸壮三郎編，1929 年，187，188 頁）。したがって、東京帝大医学部附属医院では病院所属の看護婦数とほぼ同数の派出および付添看護婦が働いていたことになる。

(3) 派出婦会の誕生

1918（大正 7）年に「大日本婦人共立会」と称する派出婦会が、女中難を緩和する目的で、女子実務学校の河口愛子によって東京市内に設立された。これが日本で初めての派出婦会であり、それ以後派出婦会の会員数は、増加の一途をたどる。1922（大正 11）年頃には東京府下に 24～25 ヲ所も派出婦会ができ、会員数は 2,000 人に達した。そのうち実際に働いている者は約 690 人だったが、関東大震災後は増加傾向を示し、700 人から 800 人が派出婦として働いた。『日本労働年鑑』第 3 巻（249 頁）には大正 11 年 8 月現在で東京市内に 4 派出婦会の名称があり、そのなかに婦人共同派出会の会規が掲載されている。それをもとに派出婦会の具体的な活動についてみてみよう。

婦人共同派出会は、1918（大正 7）年 10 月の創立で、派出婦 1 回派遣につき手数料は 20 銭、派出婦は臨時手伝いを本分とするので 1 期を 2 週間とする。派出婦は通勤と住み込みの 2 種類あり、通勤時間は夏と冬では差があるが、ほぼ午前 7 時から午後 7 時とする。規定の派出料は雑用婦 70 銭～

1 円 20 銭、病産婦付添婦 1 円～1 円 50 銭であった。

これに対して派出看護婦の料金は、派出婦のそれよりも高かったため、派出看護婦よりも派出婦を望む家庭が多かった。当時、派出婦の需給関係は求人数が求職者の約 2 倍近くあったという。

東京市社会局「職業婦人に関する調査」（大正 13 年）によれば、派出婦のなかで最も需要があるのは雑用婦で、需要全体の 8 割を占め、次に多いのが病産婦付添婦であった。派出婦は従来の女中に比べて収入が多く自由がきくということから、派出婦になる者も増加した。また、病産婦付添婦は、看護婦の仕事に抵触するとして問題視された。派出婦会の入会資格は、なるべく独身者を希望する以外は特別の制限はなかった。

派出婦のスタート時、その需要は家事等の雑用婦が圧倒的に多く病院付添婦は 2 割にすぎなかったことに注目しておこう。

(4) 派出看護婦全盛時代

1915（大正 4）年に「看護婦規則」が出され、それ以前の各府県の「看護婦規則」が統一された。第 1 次世界大戦後は、多数の職業婦人があらわれ看護婦という職業も一般化した。看護婦の多くは看護婦会に所属し、派出看護に従事した。そして大戦による成金層の人々が派出看護婦を要望するようになり、派出看護は大衆化していく。1926（大正 15）年には 4 万人の看護婦、5,000 人余の准看護婦、2 万 1,000 人の見習い看護婦が存在した（中央職業紹介事務局，1927 年，11 頁）。そのような大衆化と同時に、看護婦会の営利主義も表面化していく。1927 年に中央職業紹介事務局が発行した『職業婦人調査』（29 頁）から、ある看護婦会の運営状況を紹介すると以下のようなものである。会員は会費として月 2 円、派出手数料として看護料金の 2 割、在宿中の食事代 1 日 60 銭以上を会に納付する義務がある。

山川菊栄は、このような看護婦会の中間搾取を次のように批判している（山川，1936）。「会費の外に料金の二割をはねる、といふのは、女中や下男を周旋する柱庵業などでは許されぬところ、職業紹介が公営となつてゐる今日、看護婦会も公営

として中間搾取を撤廃したならば、看護婦料金を安くして患者を利益しても、看護婦は打撃をうけずにすむであろう」(138頁)。

(5) 戦前のアメリカのケース

日本の看護婦教育はアメリカやイギリスから多大な影響を受けた。では、アメリカにおける病院付添婦は、そのスタート時にはどのような状況にあったのだろうか。幸いにして労働省婦人少年局『附添看護婦と病院付添婦』(1948年)から、戦前のアメリカの様子がうかがえる。それによると、1940年代全連邦看護婦会は仕事上、付添看護婦や付添人と呼ばれる人々のことを「病人の看護を手伝うために雇われた補助従業者」と表現し、看護婦とは区別していた。1940年には、約19万人の付添看護婦、病院付添婦が雇われ、そのうち半数以上の者が付添人として病院その他の機関で働いた。ただし、付添看護婦や付添人の認可制度をとっていたのは48州中15州だけで、1944(昭和19)年の報告では13州において3万人が認可されている。ここで注目したいのは、病院その他の機関で働く付添人の57%は男性であった点である。彼らは主に傷病兵の病院や、患者がすべて男性である病室、その他特殊な病気の男性患者がいるようなところで働いた。既にみたように、日本でも明治初年の旧藤堂邸の大病院では、男の看護人が看護にあたっていた記録がある。しかしその後は、看護の仕事は女性に移っていく。

(6) 戦後の日本の動向

第2次大戦の終結に伴い、日本の政治・社会制度および法律は大きく変化した。病院関係も例外ではない。本論の関連分野では、「職業安定法」が1947(昭和22)年に施行され、看護婦や家政婦の有料職業紹介事業が禁止された。さらに同年「保健婦助産婦看護婦令」が公布された。後者の制度は、従来病院や家庭でも派出婦や家政婦を患者や病人のために雇ってきたが、これをやめさせ「病人の療養上の世話は専門家である看護婦のみの手によるものと規定」した(看護史研究会、1983年、213頁)。この結果、未熟練の派出婦・家

政婦が患者の世話をすることができなくなった。

同時に、看護婦会はGHQの方針で同年1948(昭和23)年の2月29日までに解散を余儀なくされた。看護婦会の封建的体質、中間搾取、労働の強制が理由であった。同時に、ピンハネ的要素の強い労働供給事業は、一部の職種を除いて禁止された。

死活問題に直面した看護婦会経営者はさまざまな運動をした結果、「公共職業安定所委託寮」という変形で従来の看護婦会を存続させることに成功した。続いて1948(昭和23)年2月「職業安定法施行規則」の改正により、「看護婦の有料職業紹介」が認められた。

1950(昭和25)年に厚生省が「完全看護」制度を打ち出して以来、新たに“付添看護”が問題になる。「完全看護」とは、幾つかの承認基準を満たした病院には完全看護料として幾分かを保険診療で認める、というものである。その承認基準の1つに、「患者に個人付添がいないこと」(ただし、重症者や手術後など特別の場合に医師の許可を得て家族が付き添うことは差しつかえない)という項目がある。その結果、これまで派出看護婦や家政婦、患者の家族が行っていた入院患者の世話一切を病院の看護婦が引き受けることとなり、従来に増して多くの看護婦が必要となった。看護婦の人員不足問題の発端である。民営・公営の職業紹介所を通しての看護婦の需要が高まるが、それに対する看護婦の供給は少なかった。そして、看護資格のない付添婦が、患者の家族と偽って働かざるを得ない状況が生じた。

こうしたなかで1951(昭和26)年に派出婦の名を変えた「家政婦」の有料職業紹介事業が認可される。その結果、先にスタートしていた「有料看護婦紹介所」の大部分が「有料看護婦家政婦紹介所」として兼業の看板を掲げた。それ以降は高度経済成長とともに、紹介所数も増加していく。

現在、全国に約1,200の紹介事業所があり、そこに登録する家政婦は約15万人。しかし高度成長も終わり安定成長に移るに従い、人々の関心はあまりに急スピードな日本の高齢化とその対応の遅れに向けられた。特に対応の遅れは、このような

福祉関係従事者に有資格者が少なすぎるという点である。この流れのなかで、1987（昭和62）年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が成立した。この法律の目的は「社会福祉士及び介護福祉士」（ソーシャル・ワーカー）の資格を定めて、その業務の適正をはかり社会福祉の増進をめざすものである（同法1条）。

この新しいソーシャル・ワーカーの登場によって、これまで主として病院付添看護に従事してきた家政婦の存在および死活問題がクローズアップされた。行政の管轄が前者は厚生省、後者は労働省であり、両省間の縄張り争いも話題になった。しかし、福祉の現場に看護婦・保健婦等以外には、正規的教育訓練を受けた有資格者があまりに少ないのが現状である。現在、雑役婦的役割にある家政婦（付添婦）もこれらの新たな制度に参加できるような措置を盛り込んだ結果、両省間の対立は目下表面上解決したかにみえる。しかし、問題は簡単ではない。

付添婦の仕事は介護福祉士に類似している。介護福祉士になる道は、大きく3方法ある。第1に福祉関係の養成機関を卒業したもの、第2は実務3年（またはこれに準じる）経験者で介護福祉士試験の合格者、第3が現在の付添婦等のために別途設けられたもので、介護に係る技能検定（職業能力開発促進法第62条第1項）に合格した者である。実際に家政婦（付添婦）が介護福祉士の資格を得る場合は、第2と第3の方法をとると思われる。

統計をみよう。第1回（1988年）、第2回（1989年）の介護福祉士合格者はそれぞれ2,782人と3,664人で、うち家政婦は6人、8人と少ない。しかし、第2回には実技のみ受験で合格した者が307人で、合格者の8%を占めている。今、病院付添婦にも新しい道が開かれようとしている。

IV 付添婦の労働状況

本節では限られた資料のなかから時代を追って、4つの調査を用いて当時の付添婦（ただし派出婦あるいは家政婦で代用）の労働状況をみてゆく。

（1）東京市社会局の調査（1924年）

東京市社会局が1924（大正13）年に発表した『職業婦人に関する調査』は、資本主義の勃興期に新たに誕生してきた各種の職業婦人の状況を調査したものである。

そのなかに「派出婦会に関する調査概況」が含まれている。調査実施時は1922（大正11）年7月で、東京市22カ所の派出婦会に調査票を配布し17カ所から回答を得た結果である。若い女性に対して工業では女工という新しい働き場所が拡大するにつれ、女中不足が顕在化する。それに対処するために初めて派出婦会が設立されたのが前節でみたように1918（大正7）年、河口愛子が欧米の例にならったものである。この時期から判断すると、東京市の本調査は派出婦に関する初めての本格的な調査とみてよい。

この当時（1922年）既に東京府下に家政婦会は24カ所あり、会員数は約2,000人であり、そのうち実際に働いていたのは会員数の約半分の690人であった。派出婦会は大半が個人経営で、大部分が、①派出婦から入会金として1円のほか、日給の15%を手数料として徴収（そのなかには、ほかに毎月会費1円をとっているところもある）、②雇用主側から、1期間2週間を単位として20～30銭の手数料、をとっていた。

派出婦の需給状況は求人に対して求職者が少なく、また最も需要のあったのは炊事、洗濯等の雑用婦で需要の8割を占めている。次が病院付添婦で、裁縫婦、給仕婦等は少ない。雇主は通勤より住み込みを希望しているため、大半が住み込みとなっている。以下、調査の特色を列記しよう。

- 前歴——派出婦の前身は女中奉公が多い。
- 出身地——東京が最も多く21.9%、次いで茨城、千葉、神奈川などの近県。東北や関西地方は少ない。
- 配偶関係——935人中有配偶者24.2%、7割は独身だが、そのなかには離婚者や寡婦がかなり含まれる（有配偶者226人に対し子供有りは307人）。
- 年齢——1,242人中20歳以下3.3%、20歳代45.2%、30歳代47.2%、50歳以上4.2%。女中は20歳以下が多いのに比べ、派出婦は中年層が多い。

●教育——1,242人中無学1.3%, 義務教育終了78.7%, 高女卒および中退20.0%, 8割弱が尋常小学校卒業者。

●日給——雑用婦(0.8~1.30円), 病院付添婦(1.30~1.50円), 家政婦(1.50~2.0円), 裁縫婦(1.10~1.50円), 給仕婦(3.0~4.0円)。最低80銭から最高4円とバラツキがあるが, 平均1円とみておこう。住み込み・通勤にかかわらず, 食事, 往復の電車賃は雇用者負担。1ヵ月27日勤務とすると15%を手数料として差し引かれるから平均月収は手取り約23円になる。

比較のために, 同時にこの調査で実施している女工調査をみよう⁴⁾。日給ベースを10時間労働に換算した平均月収は, 紡織工場25.2円, 機械工場28.5円, 化学工場22.6円, 官営工場30.7円などで, 工場平均は26.2円であった。これと比較した場合, 派出婦の平均手取り23円は不当に低いとはいえない。しかし, 月27日も働けないであろうし, 家政婦会に納める寄宿料や食事代などが考慮されていないため, 家政婦のほうが女工よりかなり低いとみるべきであろう。

●勤務時間は朝6時から夜7時まで。家事手伝いの需要が過半数以上である。雇主側は住み込みを希望しており大半が住み込み。

●派出婦会の会員規模は200人前後の大きい会も2~3あるが, 平均は30~40人前後が最も多い。

なお, 1918(大正7)年の陸軍省の看護婦採用に関する省令では, 常用勤務の看護婦長は月給80円以下, 看護婦は55円以下とある⁵⁾。看護婦は女工の約2倍という高い給料を得ていたことが分かる。

(2) 大阪市社会部の調査(1929年)

1930(昭和5)年に発表された大阪市社会部の『派出婦及付添婦に関する調査』は異なる2つの職種, ①付添看護婦と②派出婦をそれぞれ別途に調査したものである。①は看護婦および准看護婦を病院の付添婦に派遣している, いわゆる“派出看護婦”といわれる者であるのに対し, ②は前項でみた東京市と同じ派出婦会に所属している家政婦についての調査である。①は正規に看護婦資格

をもった者だけが対象であるはずだ。しかし, 実情は, 准看護婦のなかに若干, 無資格者が混入し, 家政婦と同様の雑役をやっている者も含まれている。そこでわれわれの関心である付添家政婦は①と②の両方を検討する必要がある。

〈派出付添婦〉

本調査は大阪市における看護婦会(72ヵ所)と病人専門付添婦会(3ヵ所)に1929年4月現在の状況を調査票で回答を求めたものである。その結果, 患者の自宅や病院に派遣される者は看護婦と准看護婦(雑仕婦を含む)に分かれ, その数は前者1,784人, 後者988人, 計2,772人であった。ところが前年の1928(昭和3)年12月末現在, 大阪市衛生課から看護婦として免許を得ていた者は5,511人, 准看護婦は640人で合計6,151人であった。そこで前記の調査実数と比較すると, 次のことが明らかになる。看護婦免許者の約3割強が看護婦会等から病院に派遣されているが, 准看護婦の場合は逆に348人が無免許のまま准看護婦に交じって病院付き添いの雑仕婦に派遣されていた。その超過人数348人は准看護婦資格者640人の過半数も占める。この状況は病院の勤務看護婦の数が不足して, 派出看護婦の需要が高まるにつれて, 無資格の者まで准看護婦と偽って看護婦会が派遣し始めたとみることができる。

〈派出婦〉

この調査は1928(昭和3)年末時点, 大阪市内の家政婦人会39ヵ所, 会員総数1,260人のうち, 会員数30人以上の家政婦人会15ヵ所についてその内容を調査したものである。

大阪の家政婦人会の概況は基本的には東京市の場合とほぼ同じである。すなわち, ①入会資格は特に制限がなく, ②年齢は30歳前後が最も多く7割を占め, ③学歴は尋常小学校卒が最も多い, ④会費は派出料の10~15%等である。唯一, 東京との違いは会員から入会金を徴収していないことである。

〈賃金状況〉

大阪市の調査による派出付添婦(看護婦と准看護婦)と派出婦(家政婦)の賃金を派遣料金からみてゆこう(表2)。

表 2 派遣料金

	類 別	病 名	日 給
派出看護婦(看護婦会) (一九二九年四月)	第一類	普通病	(A) 正看護婦 1 円80銭 (B) 准看護婦 1 円20銭
	第二類	丹毒, 癩疹, 精神病など	(A) 正看護婦 2 円 (B) 准看護婦 1 円40銭
	第三類	肺炎, 猩紅熱, 腸チフスなど	(A) 正看護婦 2 円20銭 (B) 准看護婦 1 円50銭
	第四類	肺結核, 赤痢, 痘瘡など	(A) 正看護婦 2 円60銭 (B) 准看護婦 1 円90銭
	第五類	コレラ, ペスト, 癩病など	(A) 正看護婦 3 円70銭 (B) 准看護婦 2 円70銭
派出婦(家政婦会) (一九二八年末)	病人の付き添い		1 円20銭～2 円
	妊産婦の付き添い・裁縫・洗濯・炊事		1 円20銭～1 円50銭
	祝事法事の雑用		1 円20銭～1 円70銭
	家庭取り締まり・保育保母		1 円20銭～2 円
	家庭教師		1 円50銭～2 円

(出所) 大阪市社会部調査課 (1930年) より作表。

表 2 の上段は看護婦会が派遣しているケースの派遣料で病名別にそれぞれ看護婦および准看護婦の派遣料が異なっている。既にみたように准看護婦のなかには免許資格のない雑仕婦が病院付添婦として含まれている。その場合の日給は各類別の准看護婦のそれから各々20銭差し引いたものになる。普通病でみると、免許のない付添婦は日給1円となり、下段の家政婦会から派遣される病人付添婦の1円20銭～2円に比べるとむしろ低いものとなる。しかし、危険度が加わるが第二類以上になると家政婦会の料金と変わらない。下段の家政婦会から派遣される病人付き添いの料金は掃除、洗濯等の仕事に比べて若干料金は高くなっている。

ところでこれら派遣料金がまるまる手取りになるわけではない。会員の元締めである看護婦会や家政婦会に、①手数料、②寄宿料、③食事代、な

どを納付すると手取りは大幅に減少する。これら差し引かれる内容は表 3 に掲げた。

病院付添家政婦の純所得の計算例を表 2 および表 3 から行おう。1ヵ月20日労働とみなす。平均所得は1日1円20銭ベースで24.0円、派遣手数料15%と寄宿料2円を差し引くと18.4円、さらに派遣されない日の10日分は食費が1日50銭かかるとして先の額から差し引くと13円40銭しか残らない。ただしこのケースは寄宿している場合で、寄宿しなければ派遣手数料が引かれるだけで20円40銭である。看護婦についても同じ1ヵ月20日働く場合を計算すると寄宿者は純所得20円前後、非寄宿者30円前後、准看護婦も同様に15～16円と25～26円になる。

ここで問題になるのは寄宿料である。会員は月平均20日前後は宿舎を空けて働いているのが一般的である。にもかかわらず、1人平均畳数が1畳にも満たないところを一律2円、あるいは1円50銭も徴収するのは疑問が多い。戦後、民営職業紹介業が厳しく規制されたのはこのような各種の中間搾取によって純所得額が大幅に減っていくことにあった。

(3) 戦後の調査——労働省婦人少年局

時代は変わり戦後、民営の労働供給事業は一切禁止されたが職業安定法32条第1項但書に基づいて看護婦も家政婦も再び民営職業紹介事業として

表 3 給料から差し引かれるもの

納付別	派出看護婦	派出婦(家政婦)
手数料	一律20% (または15%)	10～15%
寄宿料	派出日数にかかわらず組合規定で月1円50銭	派出日数にかかわらず会費として月2円
食 費	会が賄っているところ (46%) 1 日45銭(一食15銭) 14ヵ所 " 30銭(" 10 ") 6ヵ所 " 40銭(朝10銭・昼夜15銭) 3ヵ所 " 50銭(朝10銭・昼夜20銭) 5ヵ所	利用した場合1日分50銭
入会費	ゼロ	ゼロ

(出所) 表 2 に同じ。

の道が開かれた。

敗戦のなかから経済復興に向かったのエネルギーが結集し、高度経済成長の前兆の下に労働力不足が顕在化した。労働省婦人少年局が『住込家事使用人の実情』(1959年)および『通勤家事使用人の実情』(1960年)を発行したのはこんな時期である。1960年6月末の全国家政婦紹介所に登録する家政婦推定数は3.9万人であった。本項で紹介するのは通勤家事使用人のほうであるが、住み込み家事使用人に比べ労働時間の長さ、個人生活の規制の面から一般労働者により近づいているといえよう。

調査は9都道府県11都市における通勤家事使用人を使用する721人世帯の使用者と、そこに働く701人の家事使用人に対して面接調査を行ったものである。この調査は各家庭に家事使用人として家政婦紹介所から派遣されたものだけであり、病院付添婦ではない。しかし、家政婦紹介所から派遣された家事使用人に関して調査した最初にして最後の貴重なものといえる。病院付添婦として派遣されたものもほぼ同じ条件であったとみてよい。

戦後、「家政婦」は特別な技術を必要とする職種として有料職業紹介事業の対象となり、受付手数料や紹介手数料も上限が課された。1961年6月以降、求人の申し込み受付手数料は1件につき70円、紹介手数料は支払われた賃金の8%である。労働省の調査では大半の家政婦が上限の8%の手数料を支払っていた。通勤家事使用人の平均年齢は42.7歳に対し、住み込み家事使用人は24.6歳と若い。通勤家政婦を選んだ理由に特に顕著なものはなく、生活を支えるためのトップで、家計の補助、他にいい仕事なかったから、と続く。しかし通勤家政婦の労働時間は長い。1日平均10.2時間、当時の女子労働者全産業平均8.0時間(30人以上)や8.8時間(1~4人)と比較すると差は大きい。給与については、家政婦紹介所の規定料金が定められており、日給ベースが大半で(98%)、1日365円であった。当時の女子労働者産業平均は約414円(10人以上規模)であったから、平均の88%に相当する⁹⁾。相対的な評価だが通勤家政婦の問題は給料面よりも労働時間のほうにあるよ

うだ。

(4) 最新の調査、全民紹介協会

「民営職業紹介事業は、既に40年を超える歴史を有しながら紹介事業を担当する職業紹介所の実態や、職業紹介所を通じて就労する求職登録者の状況についての実証的なデータは皆無といってもいい状況にある」というのはしがきを書いているのが、ほかならぬ全国民営職業紹介事業協会(以下、全民紹介協と略す)である。その皆無といってもいいデータに関して同協会が初の調査を行ったのが、『民営職業紹介事業における事業者及び求職者に関する実態調査報告〈看護婦・家政婦〉』(1988年3月)である。

調査は看護婦・家政婦の民営職業紹介所と求職者の双方に実施したもので、1,148事業所のうち708事業所(回収率61.7%)、求職者5,740人中、3,597人(回収率62.7%)の調査票回収を得た。調査時点は1988年2月。

求職者3,597人の属性は以下の通り。

① 年齢は50~59歳40%、60~69歳34.7%とこの2グループで全体の7割を占め、平均年齢も56.0歳と高齢化している。ちなみに、前項でみた労働省婦人少年局の調査時の通勤家事使用人の平均年齢は41.9歳であった。この約30年の間に女性の平均余命が約12歳も延びたこともあり、家政婦の年齢も一段と高齢化した。

② 家族その他と同居している人は50.4%と2人に1人、家族なしが25.3%、家族と離れている14.8%と孤独な高齢者の姿が浮かぶ。

③ 病気、けが等の保険は全員が何らかに加入しており、国民健康保険が78.8%と一番多く、次いで健康保険15.8%、組合健保3.8%と続く。

④ 就業年数は平均7.6年と長期化している。ちなみに調査時点(1988年)の一般女子労働者の平均勤続年数は7.1年であり、平均より長い。10年以上の長期就業者は全体の25.5%と4人に1人。

⑤ もっている資格は看護婦4.7%、保母1.3%、助産婦1.1%、准看護婦2.3%、保健婦0.8%で以上合計しても10.2%にすぎない。このことが

表 4 看護婦・家政婦紹介所の賃金日額 (1988年 2月調査)

	計 (%)	～3,000 円	3,000 円台	4,000 円台	5,000 円台	6,000 円台	7,000 円台	8,000 円台	9,000 円台	1万円 以上	平均 (円)
日額者全体 (3,224人)	100	1.1	1.4	2.1	6.8	13.2	15.4	25.4	23.9	10.5	8,263
うち病院付添 (2,542人)	100	0.2	0.3	1.2	4.1	8.8	15.8	29.5	28.2	11.9	8,717
うち家庭家事 (353人)	100	4.2	8.5	6.8	21.0	33.4	13.3	6.5	3.1	3.1	6,074

(出所) 全国民営職業紹介事業協会『民営職業紹介事業における事業者及び求職者に関する実態調査報告<看護婦・家政婦>』, 1988年 3月, 30頁より抜粋。

ら看護婦・家政婦紹介所といっても9割方が特定の資格をもたない家政婦と考えてよい。

⑥ 就業動機を尋ねたところ高い順に, ④人の面倒をみるのが好き25.8%, ⑩収入が高い22.7%, ①自分の都合に合わせられる15.5%に続いて, ③他に適当な職業がなかった8.3%が挙げられる。これは就労平均年齢56.0歳を考慮するとやむを得ない面もある。

⑦ 動機の2位にあがった収入の面はどうか。これは現在の勤務場所がどこであるかによって異なる。3,597人中病院付添婦が77.9%と圧倒的に多く, 家庭家事や家庭介護が17.7%と少ないのは両方で日給ベースに差があるからである(病院の方が高い)。しかも病院付き添いの場合泊まり込みが84.5%(残りは通いその他)と多いのに対し, 家庭家事では逆に通いが83.2%になっている。だが泊まり込みとは24時間労働とみなしてよい。

賃金に関する調査項目は, 月給制の人には月額で, その他の人には日額と別途に回答を求めている。3,597人中日額ベースの者が9割と圧倒的に多い。そこで表4は賃金日額ベースの者についてのみ病院付き添いと家庭家事別の分布の相違をみた。全体の平均日額は8,263円である。『毎月勤労統計調査』(1988年)を用いて賞与込みの一般女子労働者の日額を計算すると, 産業計で9,540円, 製造業では7,804円, サービス業では1万1,992円になる。看護婦・家政婦紹介所の日額8,263円は女子産業平均より13%低い, 女子製造業より5.4%高く, サービス業と比べると31%も低いことになる。製造業よりも日額が高くなっているのは泊まり込みが多いことがかなり影響しているだろう。

⑧ 年間就労日数は平均212日で300日以上就労者が5人に1人を占める。女子の産業計の年間労

働日数は約262時間であることを考慮するとほぼ8割強に当たる。常用労働者並みといってもよい。本来, 自分の都合のいいときだけ一時的に雇用される形態の派遣型の職業紹介事業のはずのものが, 常用的な長期継続型化していることをうかがわせる。たしかに, 1ヵ月の希望就労日数を尋ねた質問には, 全体の84%の人が1ヵ月20日以上ほぼ常勤的な就労を希望している。そして全体の96.2%の人が将来もこの職業を続けたいと答えている。その理由は, 「他の仕事より高収入」という回答が一番多く28.3%, 次いで「今の仕事が好きだから」23.4%, 「好きなとき働ける」22.0%の上位3つで全体の7割強になる。これらは高齢女性の職業選択の幅が狭いこと, 相対的に家政婦紹介所の付添婦の日給が高いことの結果と思われる。

以上の調査からみると現在, 病院付き添いを行っている中高年女性は現状の仕事に満足しているかにみえる。しかし, 過半数以上の人々が技術や能力向上の教育訓練の必要性を認め, 7割の人が講習会があったら参加したいと答えている。戦前から未熟練労働として教育・訓練とは無縁の仕事をしてきた付添婦であった。しかし出発時から常に技術のある看護婦と競合あるいは補完しあってきた。現在, ようやく付添婦自身のなかに熟練形成の自覚が芽ばえ, また仕事の内容もそれを要求する時代に移ったのだといえる。

V 結 び

本論で明らかになったことを要約しよう。第1に病院等における付添婦の発生は, 明治初年の東京帝国大学医学部の^{しまく}縞服を着用した人たちにあった。当初から看護に関しては未熟練であり無資格者であるが, 看護職との関係は深い。現在のような

な家政婦紹介所の発生は看護婦を看護婦会が派遣した、いわゆる派出看護婦との類似あるいは模倣とみることができる。女中不足の時代を背景に看護婦会をまねた派出婦会が家政婦紹介事業を大正7年頃にスタートさせたのである。

第2に家政婦が発展、変遷した背景は労働市場の調整機能として戦前に民営職業紹介所が力を強化していったことがあげられる。しかし、“口入れ”といわれる古い徳川時代からの慣習から抜けきれず、労働力以外売るモノをもたぬ労働者が中間搾取される運命を引きずっていた。戦後、そのような労働供給事業の悪弊を断つべく一切の民営職業紹介事業が禁止された。しかしマネキン、芸能関係など特定の技能を必要とする職業にはどうしても民営紹介業が必要という立場から、看護婦、家政婦ともに現在のような紹介業が許可され、現在に至っている。すなわち、家政婦・看護婦の労働需給調整には民営紹介業が介入するのが最も効率がよいということである。家政婦はスタート時の大正7年頃には家事雑事が大半を占めたが、戦後は病院付添婦が8～9割を占めるようになった。この付添婦のウェートの増大はこれらの仕事の技術の高度化を求める方向に動いている。

第3に、しかしそこに働く家政婦、付添婦の労働条件は戦前から中間搾取的な要因が強く彼女たちの手取りがわずかしかなかったという不満が強かった。戦後は賃金上の問題よりむしろ、泊まり込みの常習化で就業時間の長期化が問題になっている。しかし、総じて彼女たちの実態を明らかにした実態調査が皆無に等しいために、本論で用いた唯一の調査から断定することは危険である。だが、ここに働く労働者の歴史が戦後40年にもなろうとするのに信用に足る調査があらわれていないということにこそ非近代的な古い業界の体質をみる思いがする。

以上の分析にもとづいて、付添婦という職業の今後の展望について述べよう。

現在、高齢化した家政婦の求職者も減少を辿り労働力不足は否定できない。ついに1988年、社団法人日本臨床看護家政協会が中心になり日系ブラジル婦人約300人に病院付添婦として出稼ぎに来

てもらうことが試験的に実施され、一応の成功をみるまでに至った⁷⁾。

しかし、これは外国人労働者には単純労働（付添婦）が許可されていないという現状の日本の出入国法によって、やむを得ず考え出された窮余の一策にすぎない。日系移民は日本国籍をもっているから、“訪日”することが可能である。日本国のパスポートをもっている日系婦人は不法就労ではない。にもかかわらず、病院付添婦の日系婦人たちは、その職場で、同国の日本人から、出稼ぎ労働者としていわれのない差別を受けたケースが多くみられる。

このような状況は日本が本当に労働力の足りない分野に対して、真正面から対策を立ててこないことに原因がある。医療の現場で働いてくれる人が欲しいにもかかわらず、現状では有料付添婦の存在をも無視しているのである。ここにはマンパワー対策のかけらもない。この例をひとつの参考にしながら、将来の医療現場における女子労働の問題点を指摘して本論のまとめとしたい。

第1は、付添婦といった仕事はこれからも民営紹介事業のような手段で調達されるべきかどうか、真剣に議論すべきである。人材派遣業の放つ明るいイメージ作りができない理由は何か掘り下げる必要があろう。第2に、家政婦の職業を魅力的な有資格職にするために、積極的に福祉介護士の資格がとれる講座やカリキュラム等を設計することである。第3に、付添婦が有資格職になるなら外国人労働者にとっても単純労働ではなくなる。外国人にとって言葉のハンディキャップから日本の看護婦試験は無理かもしれないが、実技が中心となる福祉介護士の試験なら相対的に容易であろう。

付添婦の歴史的変遷を辿ってきた今、女中が日本の社会から姿を消したように、いずれ家政婦も豊かな日本の社会から姿を消すことは間違いないことのように思われる。女中は消えてもさまざまな家事代行業が登場して不便はない。しかし高齢化時代に病院付添婦がいなくなったら大変な不便を患者は受けることになる。福祉の現場に付添婦という女子労働をどのように位置づけるか、今、それが求められている。

付表 付添婦に関する変遷年表

明治初年	○東京下谷の旧藤堂邸の軍陣病院(後の東大医学部付属病院)で指定付添看護人の制度を登用。病院付添婦の始まりではないか
1869(明治2)年	○東京帝大医学校兼病院で、日本初の看護婦募集
1884(" 17)	○有志共立東京病院看護婦教育所が開始
1886(" 19)	○同志社病院の京都看護婦学校が開始 ○桜井女学校付属看護婦養成所が開始
1888(" 21)	○帝国大学医科大学で病院の看護婦、付添看護婦、看護小使のために救急法などの講義が始まる ○訓練を受けた近代的看護婦による最初の派出
1891(" 24)	○鈴木雅(まさ)「慈善看護婦会」設立
1900(" 33)	○「東京府令第71号看護婦規則」発令
1903(" 36)	○「大日本看護婦協会」結成、もぐりの派出看護婦の取り締まり
1909(" 42)	○30有余の看護婦会経営者「東京組合」を結成
1915(大正4)	○「看護婦規則」(内務省令第9号)発令
1918(" 7)	○河口愛子「大日本婦人共立会」と称する派出婦会創立
1930(昭和5)	○東京府「看護婦会取締規則」見習い看護婦派出禁止
1936(" 11)	○東京府「看護婦会取締規則」再度改正、見習い看護婦の条件付派出を認可
1947(" 22)	○「保健婦助産婦看護婦令」公布 「職業安定法」施行。看護婦は有料職業紹介事業の対象として認められず
1948(" 23)	○「職業安定法施行規則」の改正により「看護婦」の有料職業紹介が認められる ○2月29日を期限に、GHQ が看護婦会の解散を命じる
1950(" 25)	○厚生省が「完全看護」制度を打ち出す
1951(" 26)	○家政婦の有料職業紹介事業が認可される。その結果「看護婦紹介所」の大部分が「看護婦家政婦紹介所」の看板を掲げるようになる
1987(" 62)	○「社会福祉士及び介護福祉士法」(厚生省)成立

注

- 1) 全国民営職業紹介事業協会『民営職業紹介事業における事業者及び求職者に関する実態調査報告〈看護婦・家政婦〉』昭和63年3月による。これは看護婦家政婦紹介所708ヵ所、同求職者3,597人について昭和62年の実態を調査したものである(回収率はそれぞれ61.7%と62.7%)。
- 2) 社団法人日本臨床看護家政協会「付添看護と高齢化社会の介護を担う」(12ページのパンフレット)より。
- 3) 東京市内の紹介営業者数は1907(明治40)年916から1916(大正5)年の774に、1917(大正6)年には484まで減少した(農商務省商工局、1919年)。

- 4) 女工に関する調査は1921(大正10)年に実施したもので、府下の女工使用の500工場および2,500人の女工に調査票を配布し、317工場、1,964人の大量回収を集計したものである。
- 5) 『日本労働年鑑』, 1921(大正10)年, 251頁。
- 6) 労働省『賃金センサス』1960年の10人以上規模企業の女子「きまって支給する給与」9,900円(月額)に対し、出勤日数は23.9日(30人以上、毎月勤労統計調査)を用いて除して、日給414円になる。
- 7) 板垣健行「ブラジルからやって来た付添家政婦さんの受け入れをして」『民営職業紹介——ひと』1990年4月号、社団法人全国民営職業紹介事業協会。

参考文献

- 大阪市社会部調査課『派出婦及付添婦に関する調査』, 1930(昭和5)年
- 大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』第3巻, 第4巻, 法政大学出版局, 1922(大正11)年, 1923(大正12)年
- 尾高煌之助「二重構造」, “女中の時代”, 中村隆英・尾高煌之助編集『二重構造』日本経済史6, 岩波書店, 1989(平成元)年
- 陸 壮三郎編『東京帝国大学医学部附属医院総覧』, 同院, 1929(昭和4)年
- 看護史研究会『派出看護婦の歴史』, 勁草書房, 1983(昭和58)年
- 酒井岩雄編及び発行『東京帝国大学医学部附属医院分院総覧』, 1943(昭和18)年
- 菅谷 章『日本医療制度史』, 原書房, 1976(昭和51)年
- 全国民営職業紹介事業協会『民営職業紹介事業における事業者及び求職者に関する実態調査報告』, 1988(昭和63)年
- 谷口政秀, 小野磐彦共著『婦人職業の実態』, 桃源社, 1931(昭和6)年
- 中央職業紹介事務局『職業婦人調査(看護婦・産婆)』, 1927(昭和2)年
- 東京市社会局『職業婦人に関する調査』, 1924(大正13)年
- 農商務省商工局『内外職業紹介業ニ関スル調査』, 1919(大正8)年
- 山川菊栄「女性月評, 看護婦の問題」1936(昭和11)年, 『婦人公論』3月号
- 労働省婦人少年局『住込家事使用人の実情』, 1959(昭和34)年
- 『通勤家事使用人の実情』, 1960(昭和35)年
- 『付添看護婦と病院付添婦, 海外婦人労働資料第三号』, 1948(昭和23)年
- 『派出看護婦の実情』, 1952(昭和27)年
(しのつか・えいこ お茶の水女子大学助教授)
(よこむら・あい お茶の水女子大学修士課程)